(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、組合の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。
  - (指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)
- 第2条 管理者は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設(以下「当該施設」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請 書に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
  - (2) 管理に係る収支計算書
  - (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

(指定管理者の指定)

- 第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に 審査し、最も適当と認める団体を指定管理者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定し なければならない。
  - (1) 前条に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)による公の施設の運営が、利用 対象者の平等利用を確保することができるものであること。
  - (2) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
  - (4) 組合の管理者、副管理者及び組合議会の議員並びにこれらの者の親族(配偶者及び2親等内の血族に限る。)が、組合の指定管理者の指定を受けようとする法人の無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者でないこと。
- 2 管理者は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。第7条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を 記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に 当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
  - (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
  - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
  - (3) 管理に係る経費の収支状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務報告の聴取等)

第6条 管理者は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第7条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失した ときは、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情 があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の保護等)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。) は、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理に関し知り得 た個人情報及び職務上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定 管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後において も、同様とする。

(指定管理者選定委員会)

- 第11条 管理者は、第4条第1項で規定する指定管理者を選定するにあたり、公平かつ適正を期する ため、児玉郡市広域市町村圏組合公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。) を置く。
- 2 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。
  - (1) 知識経験者
  - (2) 事務局長及びその他の組合職員
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者
- 3 委員の数及び任期は、管理者がその都度定める。
- 4 委員は、条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の業務に関与したことが 判明したときは、解職されるものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。 (委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(児玉郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部改正)

2 児玉郡市広域市町村圏組合情報公開条例(平成14年児玉郡市広域市町村圏組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条・第38条」を「第37条―第38条の2」に改める。

第5章中第38条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

- 第38条の2 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。)が管理する施設に関する情報の公開の請求があった場合においては、当該指定管理者に対し、当該情報を請求するものとする。
- 2 前項の請求があった場合、指定管理者は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、 写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該指定管理者の職員が組織 的に用いるものとして、当該指定管理者が管理している公の施設に関する情報を実施機関へ提出 するものとする。

附 則(平成19年6月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。